

平成19年6月秋田市議会定例会提出予定案件

件名	説明																								
「 条 例 案 」 6 件																									
1 秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件 ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第11号):平成19年3月31日公布、同日施行	<p>改正理由 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正(平成19年法律第11号)に準じ、選挙長等の報酬額を改定するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 選挙長等の報酬額の日額について、次のように改定するもの</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙長</td> <td>10,600</td> <td>10,700</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td> <td>12,600</td> <td>12,700</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td>11,100</td> <td>11,200</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>10,600</td> <td>10,700</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td> <td>10,700</td> <td>10,800</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td> <td>9,500</td> <td>9,600</td> </tr> <tr> <td>開票および選挙立会人</td> <td>8,800</td> <td>8,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行期日 公布の日から</p>	種別	改正後	現行	選挙長	10,600	10,700	投票所の投票管理者	12,600	12,700	期日前投票所の投票管理者	11,100	11,200	開票管理者	10,600	10,700	投票所の投票立会人	10,700	10,800	期日前投票所の投票立会人	9,500	9,600	開票および選挙立会人	8,800	8,900
種別	改正後	現行																							
選挙長	10,600	10,700																							
投票所の投票管理者	12,600	12,700																							
期日前投票所の投票管理者	11,100	11,200																							
開票管理者	10,600	10,700																							
投票所の投票立会人	10,700	10,800																							
期日前投票所の投票立会人	9,500	9,600																							
開票および選挙立会人	8,800	8,900																							
2 秋田市市税条例の一部を改正する件 ・地方税法の一部を改正する法律(平成19年法律第4号):平成19年3月30日公布、一部を除き同年4月1日施行	<p>改正理由 地方税法の一部を改正する法律(平成19年法律第4号)の施行に伴い、租税条約の適用を受ける配当等に対する税率の特例措置の適用期限を延長するなど、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 租税条約の適用を受ける配当等に対する税率の特例措置の適用期限を平成21年3月31日まで延長するもの 2 その他規定を整備するもの <p>施行期日 公布の日から。ただし、一部の規定については平成20年4月1日から</p>																								
3 秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する件	<p>改正理由 切り花等の卸売を相対取引の方法により行うことができることとするため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p>																								

4 秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する件

相対取引の方法により卸売をすることができる物品に切り花等を加えるもの
 施行期日 規則で定める日から

改正理由
 結核病床数を改めるため、改正しようとするもの
 改正要旨
 結核病床数を32床から22床に改めるもの
 施行期日 平成19年8月1日から

5 秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する件

改正理由
 市立の高等学校等の授業料の適正化を図るため、改正しようとするもの
 改正要旨
 授業料（月額）を次のように改める。

(単位：円)

学校別	改正後	現 行
秋田商業高等学校	9,900	9,600
御所野学院高等学校	9,900	9,600
公立美短附属高等学院	5,300	5,100

施行期日 平成20年4月1日から

6 秋田市地域下水道条例の一部を改正する件

改正理由
 桜ガ丘地域下水道を設置するため、改正しようとするもの
 改正要旨
 桜ガ丘地域下水道の位置および処理区域は、次のとおりとするもの
 位 置 桜ガ丘五丁目13番地13
 処理区域 桜ガ丘五丁目の全域
 施行期日 平成19年7月19日から。条例の施行の際現に桜ガ丘地域下水道を使用している者についての経過措置を規定する。

「 単 行 案 」 5 件

7 住居表示の実施区域および当該区域における住居表示の方法を定める件

住居表示の実施区域と方法を定めようとするもの

実施区域	実施面積	住居表示の方法
御所野地区	0.189km ²	街区方式

根拠法：住居表示に関する法律第3条第1項

8	町および字の区域ならびにその名称を変更する件	住居表示の実施に伴い、町および字の区域ならびにその名称を変更しようとするもの				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 309 587 349">変更後の町の区域</td> <td data-bbox="587 309 1414 349">変更前の字の区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 349 587 432">御所野堤台一丁目</td> <td data-bbox="587 349 1414 432">上北手猿田字堤ノ沢、上北手古野字台および上北手古野字脇ノ田の各一部</td> </tr> </table>		変更後の町の区域	変更前の字の区域	御所野堤台一丁目	上北手猿田字堤ノ沢、上北手古野字台および上北手古野字脇ノ田の各一部	
変更後の町の区域	変更前の字の区域					
御所野堤台一丁目	上北手猿田字堤ノ沢、上北手古野字台および上北手古野字脇ノ田の各一部					
9	市道路線を認定する件	<p>根拠法：地方自治法第260条第1項</p> <p>宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定路線 3路線 延長503.00m ・ 認定後の市道総延長 約1,957km <p>根拠法：道路法第8条第2項</p>				
10	新屋比内町市営住宅建替事業特定事業契約を締結する件	<p>特定事業契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業場所 新屋比内町163番4ほか ・ 特定事業の契約金額 3,759,000,000円 ・ 土地の売払金額 177,501,411円 ・ 土地の売払面積 11,061.84㎡ ・ 契約先 チーム・あきた株式会社 ・ 事業概要 <p>[市営住宅整備業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化が著しい5団地（金砂町、將軍野、割山、新屋沖田、新屋比内町）を集約し、新たに新屋比内町に市営住宅を整備（住宅260戸および集会所、自転車置場、駐車場、児童遊園等） <p>[社会福祉施設等整備等業務(付帯事業)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型サービスを提供する社会福祉施設を整備 <p>[用地活用業務(付帯事業)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用途廃止4団地の土地活用 <p>根拠法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条 地方自治法第96条第1項</p>				
11	土地を買い入れる件	<p>都市計画道路新都市大通線および上北手雄和線の道路用地として取得しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所 在 上北手猿田字堤ノ沢88番79ほか23筆 ・ 種類 山林、原野、畑、宅地 ・ 面積 9,842.31㎡ ・ 予定価格 76,997,052円 <p>地方自治法第96条第1項</p>				

「 予 算 案 」 2 件

12 平成19年度秋田市一般会計補正予算
(第1号)の件 資料別紙

13 平成19年度秋田市国民健康保険事業
会計補正予算(第1号)の件 資料別紙

「 追 加 提 案 」

「 人 事 案 」 2 件

14 秋田市固定資産評価員の選任について
同意を求める件 固定資産評価員藤本六男氏の辞任(平成
19年6月30日付)に伴い、その後任について
同意を求めるもの
根拠法:地方税法第404条第2項

15 人権擁護委員の候補者の推薦について
意見を求める件 人権擁護委員堀井藤隆氏の辞任(平成19
年3月31日付)に伴い、その後任候補者の
推薦について意見を求めるもの
根拠法:人権擁護委員法第6条第3項